

## 長崎市認定地域クラブ指導者資格取得費等奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の生徒が認定地域クラブ（長崎市地域クラブ活動指針（令和6年2月9日策定）に基づき長崎市の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）において、安全で質の高い指導を受けることができる環境を整備するため、指導者資格の取得等による資質の向上に取り組む者に対し、予算の範囲内において、長崎市認定地域クラブ指導者資格取得費等奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付の対象となる取組等)

第2条 奨励金の交付の対象となる取組（以下「交付対象取組」という。）、交付の対象となる者（以下「対象者」という。）、交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、奨励金の額及び交付回数は、次のとおりとする。

交付対象取組	対象者	対象経費	奨励金の額	交付回数
(1) 公益財団法人日本スポーツ協会が設ける公認スポーツ指導者資格（別表に掲げるものに限る。）の	長崎市認定地域クラブ活動認定申請書に記載された認定地域クラブの指導者（当該申請書の提出後に、長崎市地域クラブ	ア 資格の取得に係る費用 イ 資格登録料（更新の場合を除く。）	交付対象取組の区分ごとの対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じた場合は、その額を	交付対象取組の区分ごとに、1回を限度とする。

取得	活動指針に基		切り捨てた額
(2) 各種スポーツ・文化芸術団体が設ける指導者及び審判資格（市長が必要と認めるものに限る。）の取得	づき追加された指導者を含む。）	ア 資格の取得に係る費用 イ 資格登録料（更新の場合を除く。）	とし、18,000円を限度とする。）を合計した額
(3) 公益財団法人長崎県スポーツ協会が主催する部活動地域展開に関する研修会の受講		研修会の受講料	

（交付の申込）

第3条 奨励金の交付を受けようとする者は、長崎市認定地域クラブ指導者資格取得費等奨励金申込書（別記様式）に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1号又は第2号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 資格取得を証明する書類

イ 対象経費を支払ったことを確認できる書類

(2) 前条第3号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 研修会受講を証明する書類

イ 対象経費を支払ったことを確認できる書類

2 前項の申込の期日は、資格取得日又は受講終了日の属する年度の翌年度の4月30日とする。

(奨励金の返還)

第4条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認められるときは、奨励金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、

同日までに奨励金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

スポーツコーチングリーダー
スタートコーチ
コーチ1
コーチ2
スタートコーチ（ジュニア・ユース）

別記様式（第3条関係）

長崎市認定地域クラブ指導者資格取得費等奨励金申込書

年 月 日

（あて先） 長崎市長

住所  
氏名  
団体名  
電話番号

次のとおり、関係書類を添えて長崎市認定地域クラブ指導者資格取得費等奨励金を申し込みます。

取組の内訳	（公財）日本スポーツ協会公認の資格	
	資格の名称	
	資格取得年月日	
	取得費用	円
	スポーツ・文化芸術団体公認の資格	
	資格の名称	
	資格取得年月日	
	取得費用	円
	（公財）長崎県スポーツ協会主催の部活動地域展開に関する講習会	
	受講修了年月日	
受講費用	円	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座の種類	
	口座番号	
	（フリガナ） 口座名義人	